

庁舎内線スマートフォン（FMC）導入等業務の実施にかかる公告

次のとおり庁舎内線スマートフォン（FMC）導入等業務の提案業者等を公募型プロポーザル方式により募集するので、守山市プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領（平成20年告示第40号）第9条第2項の規定により公告する。

令和5年3月24日

守山市長 森 中 高



- 1 業務名 庁舎内線スマートフォン（FMC）導入等業務
- 2 業務場所 守山市吉身二丁目（守山市役所）ほか
- 3 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- 4 履行期間
 - (1) システム構築 契約締結日から令和5年11月30日まで
※令和5年8月1日からFMC運用可能な状態にすること。
（スマートフォンの初期設定および納品を含む。）
※令和5年8月1日から同年11月30日までは、試行運用期間とする。
 - (2) 運用・保守 令和5年8月1日から令和10年7月31日までの60月間
- 5 公募型プロポーザル方式実施要項 別紙のとおり
- 6 公募型プロポーザル方式提案業者等募集要項 別紙のとおり